

平成 2 5 年 第 2 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案  
( 追 加 第 2 号 )

平成25年第2回箕面市議会定例会議案  
(追加第2号)

第85号議案	箕面市職員退職手当条例等改正の件	1
第86号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	21
第87号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	23

第八十五号議案

箕面市職員退職手当条例等改正の件

箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第一条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二項の規定により採用された職員」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員」を加え、「第五条」を「第四条又は第五条」に改める。

第三条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一年」に改め、「二十五年未満の期間勤続した者の通勤」の下に「(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。)」を加え、「負傷又は病気(以下「傷病」という。)」を「傷病(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体又は精神に障害を有する状態にある病気又は負傷をいう。以下同じ。)」に改める。

第三条の二第二項中「から第六条まで」を「及び第八条の五」に、「及び」を「並びに」に改め、「第十三条の規定による退職手当」の下に「(以下「一般の退職手当等」という。)」を加え、同条の次に次の一条を加え

る。

(一般の退職手当)

第三条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第八条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第八条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第四条の見出しを「自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「次条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」を「次条又は第六条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第四条第二項中「(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体又は精神に障害を有する状態にある傷病とする。次条第二項並びに第六条第一項及び第二項において同じ。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第五条の見出しを「十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場

合の退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者（次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）、二十年」を「十一年」に改め、「及び」の下に「二十五年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「二十年」を「十一年」に改め、「（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第六条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「勸奨を受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十二年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第六条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第五条第一項」の下に「、第六条第一項」を加え、「これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及び当該給料の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合

計額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	「給料月額」という。」	「給料月額」という。）及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条第一項	「退職日給料月額」という。」	「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

<p>第六条第一項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第一項第一号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第一項第二号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、</p>

第六条の二第一  
項第二号ロ

前号に掲げる額

その者が特定減額前給料  
月額に係る減額日のうち  
最も遅い日の前日に現に  
退職した理由と同一の理  
由により退職したものと  
し、かつ、その者の同日  
までの勤続期間及び特定  
減額前給料月額を基礎と  
して、前三条の規定によ  
り計算した場合の退職手  
当の基本額に相当する額

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことが  
ある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第六条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給  
料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による  
改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをい  
う。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合  
において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当  
該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額の  
うち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日  
給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前  
三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前  
日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、



その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第十七条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第九条第五項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第九条第六項若しくは第七項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項の規定により一般の退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日以前に職員又は第九条第五項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第九条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた同項に規定する次に掲げる在職期間

イ 引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

ロ 引き続き再び職員となったときにおけるその者の先の職員としての引き続きた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の終期までの在職期間

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職手当の基本額の最高限度額)」を付し、同条中「第六条の二」を「第六条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 第六条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前給料月額に第六条の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第八条の三 第六条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条	第四条から第六条まで	第六条の三の規定により読み替えて適用する第六条

<p>第八條の二第一号</p>		<p>第八條の二</p>		
	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>第六條の二第一項の同項第二号ロ</p>	<p>これらの</p>	<p>退職日給料月額</p>
<p>額の合計額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た</p>	<p>同条の規定により読み替えて適用する同項の</p>	<p>第六條の三の規定により読み替えて適用する第六條の二第一項の</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>

第八條の二第二 号		特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額に退職の 日において定められている その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢と の差に相当する年数一年に つき百分の二を乗じて得た 額の合計額
第六條の二第一項第 二号ロ	第六條の三の規定により読 み替えて適用する第六條の 二第一項第二号ロ	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び 退職日給料月額に退職の日 において定められているそ の者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との 差に相当する年数一年につ き百分の二を乗じて得た額 の合計額
当該割合	当該第六條の三の規定によ り読み替えて適用する同号 ロに掲げる割合		

第八條の三の次に次の二條を加える。

(退職手当の調整額)

第八條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在

職期間（第六条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病及び通勤による傷病並びに箕面市職員分限条例（昭和二十八年箕面市条例第十六号）第二条各号の規定による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 第一号区分 五万円

二 第二号区分 四万五千八百五十円

三 第三号区分 四万七千七百円

四 第四号区分 三万三千三百五十円

五 第五号区分 二万五千元

六 第六号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第六条の二第二項第二号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の等級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、

規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合退職者（第四条第二項に規定する傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

五 その者の非違により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第八条の五 第六条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第三条の三、第六条、第六条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

第九条第三項中「一に該当する場合は」を「いずれかに該当する場合を」に改め、同条第四項中「地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）」を「休職月等」に、「同法第五十五条の二第一項ただし書」を「地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書」に改め、同条第五項中「後、引き続き」の下に「再び」を加え、「先の職員」を「その者の先の職員」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「第五条」を「第五条第一項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第八項中「第六条第三項又は第十四条の規定による」を「前条又は第十四条の規定により」に改め、同条第九項中「規定による」を「規定により」に、「第八項」を「前項」に改める。

第十条第二号中「その職員」を「その職員」に改める。

第十二条第一項中「支給しない」を「支給しない」に改める。

第十四条第一項中「一般の退職手当及び前条に規定する退職手当」を「一般の退職手当等」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

第十五条第一項第一号中「職員」を「職員」に改め、同項第二号中「者」を「もの」に改め、同項第三号中「職員」を「職員」に改め、

同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

第十五条の二中「者は、」の下に「この条例の規定による」を加え、同条第二号中「死亡によつて」の下に「この条例の規定による」を加える。

第十六条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「一般の退職手当及び第十三条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）は」を、「一般の退職手当等は、」に、「この限りでない」を、「この限りでない」に改め、同条第三項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十六条の三第一項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第十六条の二第一項及び第五項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第十六条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十八条中「市規則」を「規則」に改める。

附則第五項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基



本額」に、「第六条の二」を「第六条の三」に、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第八条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第五項」とする。

附則第六項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「第五条」を「第四条第一項」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第六条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第八項中「(昭和二十八年箕面市条例第十六号)」を削る。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「第四条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新退職手当条例第五条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」又は第六条を「第四条から第六条まで」に改め、「二十年以上」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「新退職手当条例第四条から第六条の二までの規定にかかわらず」を削り、「第六条の二までの規定により」を「第六条の三までの規定により」に、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同条第二項中「第五条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を

「第四条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「新退職手当条例第五条の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新退職手当条例第六条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改め、同条第三項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「新退職手当条例第六条及び第六条の二の規定にかかわらず」を削る。

（箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年箕面市条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に、「第五条」を「第四条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条の」を「同項の」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の箕面市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第八条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成十五年七月一日前である者に対する同条の規定の適用については、第一項中「その者の基礎在職期間（第六条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月」を「平成十五年七月一日」とする。

第三条 新条例附則第五項及び第二条の規定による改正後の箕面市一般職

の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

第四条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十七年三月三十一日までの間に退職した者に対する新条例第八条の四に規定する退職手当の調整額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に退職した者 三分の一
- 二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職した者 三分の二

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に  
関し必要な経過措置は、規則で定める。

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第四項中「第六条」を「第八条の五」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第九条第四項」を「第八条の四第一項」に改め、同

条第二項中「第九条第四項の規定は」を「第八条の四第一項及び第九条第四項の規定を適用する場合において」に、「適用しない」を「同条例第八条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当しないものとする」に改める。

(箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 箕面市職員の育児休業等に関する条例(平成四年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第九条第四項」を「第八条の四第一項及び第九条第四項」に、「同項」を「同条例第八条の四第一項」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第九条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年箕面市条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第九条第四項」を「第八条の四第一項」に改め、同条第二項中「第九条第四項の規定は」を「第八条の四第一項及び第九条第四項の規定を適用する場合において」に、「適用しない」を「同条例第八条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当しないものとする」に改める。

(箕面市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第十条 箕面市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年箕面市条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「前五項」を「前各項」に改める。

(箕面市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第十一条 箕面市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年箕面市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第九条第四項」を「第八条の四第一項及び第九条第

四項」に、「同項」を「同条例第八条の四第一項」に改め、同条第二項中「同法」を「地方公務員法」に改める。

(提案理由)

国家公務員の退職手当に準じて、職員の退職手当の支給率及び調整額に関する規定を整備し、支給水準を引き下げるとともに、任期付職員について退職手当制度を適用しないこととするため、本条例を改正するものである。



第 8 6 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次のとおり箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 5 年 6 月 1 7 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 委員に任命する者

氏 名 大 砂 裕 幸

略	歴
昭和 5 6 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同 5 8 年 1 0 月	司法試験合格
同 6 1 年 4 月	司法修習終了
同 6 1 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）

平成16年	5月	税理士登録（現在に至る。）
同 21年	4月	大阪弁護士会副会長
同 22年	4月	大阪弁護士会財務委員会委員長
同 23年	4月	吹田市開発審査会会長（現在に至る。）
同 23年	4月	吹田市建築審査会会長（現在に至る。）
同 24年	5月	箕面市情報開示審査会会長（現在に至る。）
同 24年	6月	日本弁護士連合会財務委員会副委員長

## 2 任期

平成25年6月25日から同年10月31日まで

### （提案理由）

加納嘉和委員が平成25年3月27日に辞職されたことに伴う後任として、その残任期間について、大砂裕幸氏を箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。



第 8 7 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次のとおり箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 5 年 6 月 1 7 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 委員に任命する者

氏 名 大 砂 裕 幸

略	歴
昭和 5 6 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同 5 8 年 1 0 月	司法試験合格
同 6 1 年 4 月	司法修習終了
同 6 1 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）

平成16年	5月	税理士登録（現在に至る。）
同 21年	4月	大阪弁護士会副会長
同 22年	4月	大阪弁護士会財務委員会委員長
同 23年	4月	吹田市開発審査会会長（現在に至る。）
同 23年	4月	吹田市建築審査会会長（現在に至る。）
同 24年	5月	箕面市情報開示審査会会長（現在に至る。）
同 24年	6月	日本弁護士連合会財務委員会副委員長

## 2 任期

平成25年11月1日から平成29年10月31日まで

### （提案理由）

大砂裕幸氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。